

台風13号被害と今後の対応について

一 風倒木処理対策一

鹿児島県林業振興課 安楽 幸治

1. はじめに

昨年は梅雨時の異常降雨、7月末から8月始めにかけての集中豪雨さらには台風と、たび重なる災害に見舞われ、県内各地にそのつめ跡を残している。

とりわけ、平成5年9月3日午後4時前に薩摩半島に上陸した台風13号は、中心気圧930hpa、暴風域半径190km、中心付近の最大風速50m/sという戦後最大級の強力な台風で、大隅半島の肝属郡大根占町で74m/sの瞬間最大風速を記録するなど、県内各地で猛烈な風が吹き荒れ、かつてない規模で風倒木の被害が発生した。

2. 風倒木被害の状況

台風13号では大量の風倒木被害が発生し、その被害は台風の進路となった薩摩半島南部及び大隅半島南部を中心として県下68市町に及び、被害区域面積6.5千ha、被害額66億円となっている。

被害の傾向は概ね次のとおりである。

- ① スギ人工林の被害が多く見られる。
 - ② 被害は、20年生以上の林分に多い。
 - ③ 被害の形態は根返り及び傾斜が約80%、折損が約20%程度となっている。
 - ④ 被害は傾斜0~10°の比較的緩やかな地形の所に多く見られる。
 - ⑤ 被害は局所的で0.1ha以下の小面積が多い。
- 被害は4齢級~7齢級のスギ人工林に多く見られ、これ

から収入を楽しみにしていたところでの被害であり、森林の施業や経営意欲が減退することが懸念されている。

3. 風倒木処理対策の概要

被災森林の復旧は、風倒木被害の状態により跡地造林まで行うもの、複層林仕立てにするもの、風倒木の伐採整理だけを行うものなどいろいろな形態がある。

風倒木の伐倒、整理、跡地造林等は森林災害復旧事業や間伐促進強化対策事業など各種補助事業を活用して行うこととしているが、風倒木の処理は経費が嵩むことや、一般の材ほど伐採収入が見込めないことなどから、森林所有者の復旧意欲を喚起するために、県費による嵩上げを行い、森林災害普及事業90%、指定被害地造林84%、被害地造林72%の補助率とした。

また、これらの事業を円滑に推進し、被災森林の早期復旧と風倒木の流出による二次災害の防止や資源の有効活用を図るため、県単独の風倒木被害等緊急対策事業を平成5年9月に創設した。その事業概要は次のとおりである。

(1) 風倒木処理支援作業者派遣事業

① 目的

被害の著しい地域へ風倒木処理支援作業者を派遣し、被害木の伐採・搬出等に必要な労働力を確保する。

② 事業内容

ア 支援作業者の派遣

支援作業者の派遣に要する往復旅費及び宿泊費の助成。

イ 風倒木処理に必要なチェーンソー及び林内作業車の整備に要する経費の助成。

(2) 風倒木流通対策事業

① 目的

被害材の混入による木材市場価格の低下等の混乱を防ぎ、木材流通の正常化を促進する。

表-1 豪雨及び台風による山林関係の被害状況

区分	豪雨災害		台風災害		計	
	被害箇所数	被害額(千円)	被害箇所数	被害額(千円)	被害箇所数	被害額(千円)
林地	1,174	23,614,396	179	4,208,000	1,353	27,822,396
治山施設	19	934,916	4	198,640	23	1,133,556
林道	1,204	1,688,040	730	1,133,858	1,934	2,821,898
林産施設	269	107,842		491,447	269	599,289
林産物		280,935		6,608,684		6,889,619
計	2,666	26,626,129	913	12,640,629	3,579	39,266,758

- ② 事業内容
風倒木等の被害材の仕分けに要する経費の助成。
 - (3) 風倒木材外搬出促進事業
 - ① 目的
被害材の流出による二次災害の防止や、資源の有効活用を図るため、被害材の材外への搬出を促進する。
 - ② 事業内容
採算の合わない風倒木の運搬に要する経費の助成。
 - (4) 作業道等災害復旧対策事業
 - ① 目的
作業道等の災害復旧を促進する。
 - ② 事業内容
作業道、作業道路の災害復旧に直接必要な工事費の助成。
- 以上のような事業面での対策のほか
- ① 森林所有者の理解と同意を得るとともに、被災森林の復旧を円滑に推進するため、被害森林復旧の手引きや事業概要パンフレットの作成配布及び各地域における説明会の開催。
 - ② 風倒木は根返り、曲り木等があり通常の伐木作業に比べ危険性が高いため、風倒木処理の経験者等による安全作業についての現地研修会。
 - ③ 現場での安全指導を行うための、林業改良指導

員を対象とした、労働安全衛生法に基づくチェーンソーの特別教育。

- ④ 風倒木の被害調査や処理対策を検討協議するため、県、林業・木材関係団体及び業界を構成員とする「風倒木処理対策連絡会」の設置。
などを行い、森林所有者を始め関係者が一丸となって風倒木の処理に取り組んでいるところである。

4. おわりに

風倒木被害が発生してから8ヶ月経過し、森林組合を中心として風倒木の処理に鋭意努力しているところである。今までのところ道路沿線や用材として利用できる林分を主体に処理が行われていることや、利用できる材は傷まないうちに早く出したいという森林所有者の意向などもあり、計画を上回るペースで処理が行われているが、一方では素材市場が満杯になり、材の流れが悪くなるなどの問題も生じている。また、今後処理の箇所が奥地化するにつれ、処理に手間取ることが予想されることや、用材に向かない材の活用など多くの課題もかかえている。

今回の豪雨、台風により本県では未曾有の山地災害が発生したが、これを教訓として災害に強い森林づくりに向けて、植栽樹種や森林管理のあり方等について検討、協議を行っているところである。